

加藤内外特許事務所
弁理士 加藤朝道

判決 1

令和 5 年（受）第 1 4 号、第 1 5 号 特許権侵害差止等請求事件

令和 7 年 3 月 3 日 第二小法廷判決（裁判長草野耕一 裁判官 三浦 守、岡村和美、尾島 明）
特許第 4 7 3 4 4 7 1 号「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」（被上告人）

判決概要

主文：各上告を棄却（裁判官全員一致の意見）

請求項 1、2、5、6：表示装置、請求項 9、10：プログラム

本件各プログラムは、当該装置の「生産にのみ用いる物」（特許法 101 条 1 号）に当たる。

電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、プログラム等が、電気通信回線を通じて我が国の領域外から送信されることにより、我が国の領域内に提供されている場合に、我が国の領域外からの送信であることの一事をもって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、上記の提供が「電気通信回線を通じた提供」（特許法 2 条 3 項 1 号）に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。本件配信は、特許法 101 条 1 号にいう「譲渡等」に当たる。

属地主義について

我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが（最高裁平成 12 年（受）第 580 号同 14 年 9 月 26 日第一小法廷判決・民集 56 卷 7 号 1551 頁参照）が、この第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

事実関係・判示事項（括弧内見出し語は加筆）

（プログラムの配信について）

上告人 XX は、我が国に在住するユーザに向けて、インターネットを通じ、複数の動画共有サービス（「本件各サービス」）を提供している。

上告人らは、本件各サービスを提供するため、米国所在のサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末に対し、本件各プログラム発明の技術的範囲に属する各プログラム（「本件各プログラム」）を配信している（「本件配信」）。

本件配信は、ユーザが、我が国所在の端末を使用し、本件各サービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ（「本件各ページ」）にアクセスすると、本件各プログラムに係るファイルを米国所在のサーバから送信し、当該端末にダウンロードさせるものである。

このダウンロードがされると、当該端末に自動的に本件各プログラムがインストールされて実行可能となり、本件各サービスが本件各プログラムを利用することで、ユーザにおいて、

当該端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲が調整されるなどした動画を視聴し得るようになる。

ユーザは、前記のアクセスをすることにより、その使用している端末に本件各プログラムをインストールさせ、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置を我が国の領域内において生産している。

そして、本件各プログラムは、当該装置の「生産にのみ用いる物」(特許法101条1号)に当たる。

(本件配信について)

本件配信は、本件各プログラムに係るファイルを我が国の領域外のサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、その行為の一部が我が国の領域外にあるといえる。しかし、これを全体としてみると、本件配信は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、本件各サービスは、本件配信により当該端末にインストールされた本件各プログラムを利用することにより、ユーザに、我が国所在の端末上で動画の表示範囲とコメントの表示範囲の調整等がされた動画を視聴させるものである。

これらのことからすると、本件配信は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程として行われ、我が国所在の端末において、本件各プログラム発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。

被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によりされるものである本件配信が、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれぬ。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」に当たる。

(本件配信の特許法101条1号該当性について)

また、本件各サービスは、本件配信及びそれに引き続く本件各プログラムのインストールによって、本件各装置発明の技術的範囲に属する装置が我が国の領域内で生産され、当該装置が使用されるようにするものであるところ、本件配信は、我が国所在の端末において、本件各装置発明の効果を当然に奏させるようにするものといえ、サーバの所在地や経済的な影響に係る事情も前記(2)と同様である。そうすると、上告人らは、本件配信によって、実質的に我が国の領域内において、前記装置の生産にのみ用いる物である本件各プログラムの電気通信回線を通じた提供としての譲渡等をしていると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信は、特許法101条1号にいう「譲渡等」に当たるといえるべきである。

(まとめ)

原審の判断は、以上と同旨をいうものとして是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

なお、上告人らのその余の上告受理申立て理由は、いずれも上告受理の決定において排除された。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(原審・控訴審：知財高裁判決令和4年7月20日、平成30年(ネ)第10077号、請求一部認容)

(第1審：東京地裁判決平成30年9月19日、平成28年(ワ)第38565号、請求棄却)

特許法第2条第3項第1号

(定義)

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物(プログラム等を含む。以下同じ。)の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等(譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出(譲渡等のための展示を含む。以下同じ。)をする行為

(プログラム等の加入改正：平14法律24、輸出の加入：平18法律55)

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。)その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

(本項追加：平14法律24)

(侵害とみなす行為)

第百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

(以下略)

(コメント)

プログラムを物として規定した我が国の特許法第2条第3項第1号の規定は、比較法的に見ても国際的にまれな例であり、その意味で、情報電子時代、AI時代を先取りしたものと評価されよう。

なお、物理学・電磁気学的に見れば、プログラムの実行及び送信は電気信号ないし光信号を媒介として行われるものであり、プログラムを物に含まれると規定する特許法の定義に従えば、複雑な条文あてはめの議論を経ることなく、特許対象たるプログラムを国内の端末で使用させる行為は、(サーバの所在が国内かどうかを論ずるまでもなく)特許に抵触するとの判断がされても不思議ではないとの印象を受けた。今後のこの分野での学術的議論の進展が望まれる。

判決2

令和5年(受)第2028号 特許権侵害差止等請求事件

令和7年3月3日 第二小法廷判決(裁判長草野耕一 裁判官 三浦 守、岡村和美、尾島 明)
特許第6526304号 「コメント配信システム」(被上告人) 請求項1, 2

判決概要

主文：上告を棄却 (裁判官全員一致の意見)

請求項1, 2：コメント配信システム

電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

理由 (括弧内見出し語は加筆)

1 (争点)

本件は、被上告人が、上告人に対し、上告人の行為が被上告人の有する特許権を侵害すると主張し、上告人の行為の差止め及び損害賠償等を求める事案であり、我が国の領域外から領域内にインターネットを通じてファイルを送信することなどにより、我が国の領域外に所在するサーバと領域内に所在する端末とを含むシステムを構築する上告人の行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たり、我が国の特許権を侵害するかが問題となっている。

2 (事実関係)

原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) (特許権) 被上告人は、発明の名称を「コメント配信システム」とする特許(特許第6526304号)に係る特許権(以下「本件特許権」という。)を有しており、当該特許の特許請求の範囲における請求項1及び2に記載された各発明(以下「本件各発明」という。)は、システムの発明である。

本件各発明は、動画及び動画に対してユーザが書き込んだコメントを表示する端末装置と当該端末装置に当該動画や当該コメントに係る情報を送信するサーバとをネットワークを介して接続したシステムに関するものであって、動画上に表示されるコメント同士が重ならないように調整するなどの処理を行うものであり、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という効果を奏する。

(2) (米国からのサービス提供) 上告人は、米国ネバダ州法に基づいて設立された法人であり、インターネットを利用した動画配信サイトの運営等を業としている。

上告人は、我が国に在住するユーザに向けて、インターネットを通じ、複数の動画共有サービス(以下「本件各サービス」という。)を提供している(なお、一部のサービスに係る事業は、令和2年9月、第三者に譲渡されたが、論旨に係る事情ではない。)。本件各サービスは、動画の再生に併せてユーザによって書き込まれたコメントが表示されるものである。

(3) (ファイル配信について) 上告人は、本件各サービスを提供するため、**米国内で、ウェブサーバ、コメント配信用サーバ及び動画配信用サーバを設置管理しているところ(ただし、一部のサービスに係る動画配信用サーバは、第三者が設置管理するものであり、我が国に所在する場合と所在しない場合があり得る。)**、そのうちのウェブサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する**我が国所在の端末に対し、HTMLファイル及びプログラムを格納したファイル(Javascriptファイルなど)を配信している(以下、この配信を「本件配信」という。)**。

本件配信は、ユーザが、**我が国所在の端末を使用し、本件各サービスに係る動画を視聴するための各ウェブページ(以下「本件各ページ」という。)**にアクセスすると、前記プログラムを格納したファイル等を米国所在の前記ウェブサーバから送信し、当該端末にダウンロードさせるものである。

本件配信がされると、前記端末は、前記ファイルの記述に基づき自動的に(ただし、動画再生ボタンの押下を要する場合がある。)、インターネットを介して接続された前記動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバにそれぞれ動画及びコメントに係る**データファイル**を要求し、これらの**ファイルを受信してコメント同士が重ならないように調整した上、動画にコメントを重ねて前記端末上で表示するなどの処理を行うことになり、前記端末と前記動画配信用サーバ及びコメント配信用サーバとを含む本件各発明の技術的範囲に属するシステム(以下「本件システム」という。)**が構築される。

3 (上告人の主張)

所論は、上告人は我が国の領域外で本件配信をする行為をしているにすぎず、また、本件システムの一部は我が国の領域外にあることからすると、本件配信が、本件システムを構築するものであるとしても、特許権についての属地主義の原則に照らし、我が国の特許権の効力が及ぶ行為に当たらないというべきであるのに、本件配信により本件システムを構築する行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとした原審の判断には法令の解釈適用の誤り及び判例違反があるというものである。

4 (当審の判断)

(1) (属地主義の先判例について) 我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが(最高裁平成12年(受)第580号同14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照)、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばず、当該システムを構築するための行為が特許法2条3項1号にいう「生産」に当たらないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内における「生産」に当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。

(2) (本件配信について) 本件配信は、プログラムを格納したファイル等を我が国の領域外のウェブサーバから送信し、我が国の領域内の端末で受信させるものであって、外形的には、本件システムを構築するための行為の一部が我が国の領域外にあるといえるものであり、また、本件配信の結果として構築される本件システムの一部であるコメント配信用サーバは我が国の領域外に所在するものである。しかし、本件システムを構築するための行為及び本件システムを全体としてみると、本件配信による本件システムの構築は、我が国所在の端末を使用するユーザが本件各サービスの提供を受けるため本件各ページにアクセスすると当然に行われるものであり、その結果、本件システムにおいて、コメント同士が重ならないように調整するなどの処理がされることとなり、当該処理の結果が、本件システムを構成する我が国所在の端末上に表示されるものである。これらのことからすると、本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領

域外にあることに特段の意味はないといえる。そして、被上告人が本件特許権を有することとの関係で、上記の態様によるものである本件配信やその結果として構築される本件システムが、被上告人に経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれない。そうすると、上告人は、本件配信及びその結果としての本件システムの構築によって、実質的に我が国の領域内において、本件システムを生産していると評価するのが相当である。

以上によれば、本件配信による本件システムの構築は、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるといふべきである。

5 (まとめ)

以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の前掲平成14年9月26日第一小法廷判決は、本件に適切でない。論旨は採用することができない。なお、その余の上告受理申立て理由は、上告受理の決定において排除された。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(原審・控訴審：知財高裁判決令和5年5月26日、令和4年(ネ)第10046号、請求一部認容)

(第1審：東京地裁判決令和4年3月24日、令和1年(ワ)第25152号、請求棄却)

(コメント)

判決2は、判決1と同旨であり、同じ最高裁第二小法廷、同じ裁判官による同日付けの全員一致の判決である。論旨は基本的に妥当と思われる。今後、外国からの、インターネット経由での違法配信に対する日本特許の及ぶ範囲について、画期的な、時機に即した判決であると解される。

サーバが国外に存在するという理由のみでは、日本特許の権利範囲を逃れることは、困難になるであろう。

また、既存の特許でも、サーバを含むシステムにおいて権利行使が可能になる事例は、多数存在すると解される。ゲームや動画サービスの発明にとどまらず、ビジネスモデルを含め、コンピュータ関連発明全般の特許に関わる判決であり、今後の展開が期待される。

なお、新たに出願する場合、今回の判決1, 2で認容された請求項の発明対象の類型をそれぞれ明確にして、出願することが、権利行使の容易化のため望まれる。

本件に関するご意見・ご質問は、ご遠慮なくお寄せください。

以上